

浜松市公告第 500 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成 27 年 6 月 4 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ浜松インター店
浜松市東区松小池町 112-1

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）カーマホームセンター浜松インター店

（変更後）DCMカーマ浜松インター店

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店において小売業を行う者の名称

（変更前）株式会社カーマ

（変更後）DCMカーマ株式会社

3 変更の年月日

平成 27 年 3 月 1 日

4 変更する理由

商号変更のため